

議案第 5 9 号

三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例
の一部を改正する条例（案）

三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例（平成 3 1
年三次市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条ただし書中「市長が認めたとき」の次に「又は三次市税条例第 5 1 条
第 2 項ただし書，第 7 1 条第 2 項ただし書及び第 1 3 9 条の 3 第 2 項ただし書の
規定によるとき」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。